

○町田市子ども・子育て会議部会の設置及び運営に関する要領

令和5年4月1日

施行

子ども生活部子ども総務課

(部会設置)

第1 部会は、町田市子ども・子育て会議（以下「子・子会議」という。）運営規則第5条に基づき、特定の事項を検討するために設置ができる。

(部会所掌事務)

第2 各部会の委員は10人以内をもって組織する。

(部会員の任期)

第3 部会の委員（以下「部会員」という。）の任期は2年とする。ただし、補欠の部会員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 部会員は、再任されることができる。ただし、原則として、通算して10年を限度とする。

(部会開催)

第4 部会の会議は、必要に応じ部会長が招集する。

2 部会長は部会の会議を招集しようとするときは、次に掲げる事項をあらかじめ、部会員に通知する。

(1) 開催日時

(2) 開催場所

(3) 議題

3 部会の議事は、出席した部会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

4 部会の会議は、原則として公開とする。

(検討事項)

第5 部会は、町田市子ども・子育て会議運営規則第5条に基づき、特定の事項を検討する。

(報告)

第6 部会長は検討した経過及び結果を子・子会議へ報告する。ただし、子・

子会議が部会に報告を求めた場合は、適宜行うものとする。

(書面による検討)

- 第7 第4の1の規定にかかわらず、部会長は、災害その他のやむを得ない理由により会議を開くことができない場合において、必要があると認めるときは、書面による調査検討を発議することができる。
- 2 書面による調査検討は、部会員の過半数が当該書面による調査検討に参加した上で、当該参加した部会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。
- 3 部会長は、書面による調査検討において、必要があると認めるときは、部会員以外の者に書面による意見を求めることができる。

(庶務)

- 第8 部会の庶務は、子ども生活部子ども総務課において処理する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。